

〔別紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 社会医療法人財団 白十字会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市大和町 15 番地
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 26年 8月 28日

(4) 設立登記年月日 昭和 26年 9月 10日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	富永 雅也	
専務理事	植木 幸孝	
常務理事	平尾 幸一	
同	碓 秀樹	佐世保中央病院 管理者
理事	石橋 経久	介護老人保健施設 サン 管理者
同	南 祐三	介護老人保健施設 長寿苑 管理者
同	柴田 隆一郎	耀光リハビリテーション病院 管理者
同	淵野 泰秀	白十字病院 管理者
同	岩瀬 正典	
同	阪元 政三郎	白十字リハビリテーション病院 管理者
同	原田 尚志	

	氏 名	備 考
理事	石原 覚	
監 事	宗 博美	
同	朝長 多加子	
評議員	松永 隆嗣	医療従事者 経営に関して識見を有する者
同	羽田野 和彦	医療従事者 経営に関して識見を有する者
同	田中 悦子	医療従事者
同	小林 紀子	医療従事者
同	廣瀬 美和子	医療従事者
同	太田 信子	医療を受ける者
同	持永 ヒデ子	医療を受ける者
同	古賀 ゆかり	医療を受ける者
同	川田 弘子	医療を受ける者
同	富永 義彦	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者
同	堤 朗	経営に関して識見を有する者 医療を受ける者
同	吉田 経英	医療を受ける者 評議員として特に必要と認められる者
同	辻 宏成	医療を受ける者 評議員として特に必要と認められる者
同	貞方 儀次	医療を受ける者
同	田淵 善太郎	医療を受ける者

- 注) 1. 社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	佐世保中央病院	長崎県佐世保市大和町 15番地	一般病床 312床
同	耀光リハビリテーション病院	長崎県佐世保市山手町 855番地1	回復期病床 222床 療養病床 108床
同	白十字病院	福岡県福岡市西区石丸 4丁目3番1号	一般病床 282床
同	白十字リハビリテーション病院	福岡県福岡市西区石丸 3丁目2番1号	回復期病床 120床 療養病床 40床
介護老人 保険施設	長寿苑	長崎県佐世保市日宇町 2835番地	入所定員 170名 通所定員 80名
同	サン	長崎県佐世保市大和町 30番地	入所定員 100名 通所定員 60名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
佐世保市日宇地域 包括支援センター 【佐世保市委託事業】	長崎県佐世保市日宇町 2606番地	
白十字会ヘルパーステーション	長崎県佐世保市日宇町 2835番地	
白十字会24時間対応 ヘルパーステーション	長崎県佐世保市日宇町 2835番地	

白十字会訪問入浴ステーション	長崎県佐世保市戸尾町 4 番 5 号	
24 時間対応 ヘルパーステーション白十字	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 2 番 1 号	
長寿苑訪問リハビリテーション	長崎県佐世保市日宇町 2835 番地	
白十字会訪問看護ステーション	長崎県佐世保市大和町 30 番地	
訪問看護ステーション白十字	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 2 番 1 号	
ドリームケア矢峰	長崎県佐世保市矢峰町 153	
ドリームケア白十字	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 2 番 1 号	
ドリームケア黒髪	長崎県佐世保市黒髪町 3804-3	
ドリームケア戸尾	長崎県佐世保市戸尾町 4 番 5 号	
ドリームケア花高	長崎県佐世保市花高 4 丁目 2-5	
ドリームケア石丸	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 7 番 31 号	
ドリームケアハウステンボス町	長崎県佐世保市 ハウステンボス町 4-52	
ドリームケア有福	長崎県佐世保市有福町 4188-24	
ドリームケア大和	長崎県佐世保市大和町 850-4	
ドリームケア須田尾	長崎県佐世保市須田尾町 304-2	
ドリームケア大野	長崎県佐世保市矢峰 153	
白十字会ケアプランセンター 佐世保	長崎県佐世保市大和町 30 番地	
白十字会ケアプランセンター 福岡	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 2 番 1 号	
白十字会ケアプランセンター 矢峰	長崎県佐世保市矢峰町 153	
白十字会ケアプランセンター 燿光	長崎県佐世保市山手町 855 番地 1	
ドリームステイひかり	長崎県佐世保市戸尾町 4 番 5 号	
ドリームステイサンガーデン	長崎県佐世保市大和町 30 番地	
ドリームステイ サンガーデン大塔	長崎県佐世保市大塔町 1703 番地	
ドリームステイのぞみ	長崎県佐世保市大和町 30 番地	

ドリームステイサンライズ	長崎県佐世保市大和町 30 番地	
ドリームステイはばたき	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 7 番 31 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	長崎県佐世保市大和町 15 番地 長崎県佐世保市戸尾町 4 番 5 号	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 3 年 6 月 16 日 2020 年度（第 69 期）事業報告及び決算案承認の件
2020 年度社会医療法人賞与支給案の件
寄附行為変更の件
（ドリームケア矢峰への認知症対応型通所介護事業開設について）
寄附行為変更の件
（訪問看護白十字の住所変更について）
福岡地区における看護小規模多機能居宅介護事業所開設の件
就業規則変更の件
- 令和 3 年 7 月 28 日 評議員人事案の件
- 令和 3 年 10 月 27 日 長寿苑隣接地の土地購入の件
白十字リハビリテーション病院増改築工事に伴う借入計画変更の件
- 令和 4 年 1 月 26 日 寄附行為変更の件
（白十字リハビリテーション病院の住所変更について）
寄附行為変更の件
（ドリームケア石丸の移転に伴う住所変更について）
評議員人事の件
- 令和 4 年 3 月 23 日 役員人事の件
参事人事の件
2022 年度（第 71 期）予算案・事業計画案ならびに第 7 期中期経営計画案の件

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
令和3年4月1日 白十字リハビリテーション病院 開設
令和3年9月1日 ドリームケア大野 開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

佐世保中央病院

令和3年4月1日	酸素の購入単価
令和3年5月1日	心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
令和3年7月1日	急性期看護補助体制加算
令和3年8月1日	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
令和3年8月1日	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
令和4年1月1日	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術

白十字病院

令和3年4月1日	初診料（歯科）の注1に掲げる基準
令和3年4月1日	歯科外来診療環境体制加算1
令和3年4月1日	一般病棟入院基本料
令和3年4月1日	救急医療管理加算
令和3年4月1日	超急性期脳卒中加算
令和3年4月1日	診療録管理体制加算1
令和3年4月1日	医師事務作業補助体制加算1
令和3年4月1日	看護職員夜間配置加算
令和3年4月1日	療養環境加算
令和3年4月1日	重症者等療養環境特別加算
令和3年4月1日	医療安全対策加算1
令和3年4月1日	患者サポート体制充実加算
令和3年4月1日	後発医薬品使用体制加算1
令和3年4月1日	データ提出加算
令和3年4月1日	認知症ケア加算

令和 3 年 4 月 1 日	せん妄ハイリスク患者ケア加算
令和 3 年 4 月 1 日	地域医療体制確保加算
令和 3 年 4 月 1 日	入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	歯科疾患管理料の注 11 に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
令和 3 年 4 月 1 日	糖尿病合併症管理料
令和 3 年 4 月 1 日	がん性疼痛緩和指導管理料
令和 3 年 4 月 1 日	がん患者指導管理料イ
令和 3 年 4 月 1 日	がん患者指導管理料ロ
令和 3 年 4 月 1 日	糖尿病透析予防指導管理料
令和 3 年 4 月 1 日	院内トリアージ実施料
令和 3 年 4 月 1 日	夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に掲げる救急搬送看護体制加算
令和 3 年 4 月 1 日	開放型病院共同指導料
令和 3 年 4 月 1 日	薬剤管理指導料
令和 3 年 4 月 1 日	医療機器安全管理料 1
令和 3 年 4 月 1 日	歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
令和 3 年 4 月 1 日	在宅療養後方支援病院
令和 3 年 4 月 1 日	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
令和 3 年 4 月 1 日	持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
令和 3 年 4 月 1 日	遺伝学的検査
令和 3 年 4 月 1 日	B R C A 1 / 2 遺伝子検査
令和 3 年 4 月 1 日	検体検査管理加算（Ⅳ）
令和 3 年 4 月 1 日	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
令和 3 年 4 月 1 日	長期継続頭蓋内脳波検査
令和 3 年 4 月 1 日	神経学的検査
令和 3 年 4 月 1 日	全視野精密網膜電図
令和 3 年 4 月 1 日	ロービジョン検査判断料
令和 3 年 4 月 1 日	コンタクトレンズ検査料 1
令和 3 年 4 月 1 日	画像診断管理加算 2
令和 3 年 4 月 1 日	C T 撮影及びMR I 撮影
令和 3 年 4 月 1 日	冠動脈C T 撮影加算
令和 3 年 4 月 1 日	乳房MR I 撮影加算
令和 3 年 4 月 1 日	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
令和 3 年 4 月 1 日	外来化学療法加算 1
令和 3 年 4 月 1 日	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	がん患者リハビリテーション料
令和 3 年 4 月 1 日	歯科口腔リハビリテーション料 2
令和 3 年 4 月 1 日	口腔粘膜処置

令和 3 年 4 月 1 日	レーザー機器加算
令和 3 年 4 月 1 日	人工腎臓
令和 3 年 4 月 1 日	導入期加算 1
令和 3 年 4 月 1 日	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
令和 3 年 4 月 1 日	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
令和 3 年 4 月 1 日	CAD/CAM冠
令和 3 年 4 月 1 日	組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）
令和 3 年 4 月 1 日	乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検（併用）
令和 3 年 4 月 1 日	乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
令和 3 年 4 月 1 日	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
令和 3 年 4 月 1 日	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
令和 3 年 4 月 1 日	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
令和 3 年 4 月 1 日	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
令和 3 年 4 月 1 日	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
令和 3 年 4 月 1 日	体外衝撃波胆石破碎術
令和 3 年 4 月 1 日	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
令和 3 年 4 月 1 日	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
令和 3 年 4 月 1 日	医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
令和 3 年 4 月 1 日	輸血管管理料Ⅱ
令和 3 年 4 月 1 日	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
令和 3 年 4 月 1 日	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
令和 3 年 4 月 1 日	麻酔管理料（Ⅰ）
令和 3 年 4 月 1 日	病理診断管理加算 1
令和 3 年 4 月 1 日	悪性腫瘍病理組織標本加算
令和 3 年 4 月 1 日	クラウン・ブリッジ維持管理料
令和 3 年 4 月 1 日	酸素の購入単価
令和 3 年 5 月 1 日	体外衝撃波膀胱石破碎術
令和 3 年 8 月 1 日	急性期看護補助体制加算
令和 3 年 8 月 1 日	地域包括ケア病棟入院料 2 及び地域包括ケア入院医療管理料 2
令和 3 年 11 月 1 日	排尿自立支援加算

耀光リハビリテーション病院

令和 3 年 4 月 1 日	酸素の購入単価

白十字リハビリテーション病院

令和 3 年 4 月 1 日	診療録管理体制加算 2
令和 3 年 4 月 1 日	療養病棟療養環境加算 1

令和 3 年 4 月 1 日	データ提出加算
令和 3 年 4 月 1 日	認知症ケア加算
令和 3 年 4 月 1 日	CT撮影及びMRI撮影
令和 3 年 4 月 1 日	酸素の購入単価
令和 3 年 9 月 1 日	療養病棟入院基本料
令和 3 年 9 月 1 日	療養病棟療養環境改善加算 1
令和 3 年 9 月 1 日	回復期リハビリテーション病棟入院料 1

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

◎工事

なし

◎医療用機械の購入

佐世保中央病院：輸液ポンプ、エアウェイスコピー式、自動遺伝子解析装置、簡易陰圧ブース LIVE C、全自動遺伝子解析装置、傾斜型バイオハザードキャビネット、超音波画像診断装置、汎用超音波画像診断装置、セントラル モニタシステム、ベッドサイド モニタシステム、ポップキンス 2 トレスコープ、内視鏡用ハンドル

白十字病院：歯科診療ユニット、一般撮影装置、X線テレビシステム一式、X線ポータブル装置一式、A粉末剤自動溶解装置、血液ガス分析装置、消臭機能付高圧蒸気滅菌器、ユニバーサル冷却遠心機、テーブルトップ遠心機、自動血球洗浄装置、バイオハザード対策用キャビネット、ヒーター式インキュベーター(孵卵器)、手術台、歯科診療用バキューム、歯科用コンプレッサー、歯科口腔外科バキューム、デンタルCT、放射線中央監視装置一式、局所廃棄染色作業台(セーフティキャビネット)、検体検査自動化システム一式、生化学自動分析装置、全自動免疫測定装置、多項目自動血球分析装置、全自動血液凝固測定装置、自動採血管準備装置、感染対策解剖台一式、対面式 PP 切出しシステム一式、安全キャビネット、手術用ナビゲーションシステム一式、3次元眼底像撮影装置(HD-OCT)、オートケラトレフラクトトノメーター式、手持ち式眼圧計一式、スペキュラーマイクロスコープ一式、静的自動視野計一式、電気メス、超音波治療器(リハ)、オージオメーター、エンコアエンパ イシステム(マンモグラフィ一部部品)、脳外手術用顕微鏡システム一式、心外手術用顕微鏡システム一式、生体情

報モニター式（オペ室）、全身麻酔器、神経機能検査装置（脳外）、個人用透析装置、個人用逆浸透精製水製造装置、尿流量測定装置、治療用カテーラー、生体情報モニター式、手術室 無影灯、手術室 シーリングペンダント、手術用顕微鏡、内視鏡洗浄消毒機、自動ジェット式超音波洗浄装置一式、パスボックス、AED、排気型安全キャビネット、デジタルラジオグラフィ（CALNEO Smart）一式、遺伝子検査システム 一式、汎用人工呼吸器、加温加湿器搭載型フロージェネレーター、マスク型人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO 装置一式）、硬性尿管鏡カテロスコプ セット、輸血輸液加温装置 一式、経管栄養ポンプ

耀光リハビリテーション病院 : 遺伝子解析装置

白十字リハビリテーション病院 : トレットミル(電動オプション付き HALTREAD)

法 人 名	社会医療法人財団 白十字会
所 在 地	長崎県佐世保市大和町15番地

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	10,773,434	I 流動負債	8,553,762
現金及び預金	6,093,956	支払手形	688,437
事業未収金	4,428,022	買掛金	1,258,490
たな卸資産	227,190	短期借入金	4,160,000
その他の流動資産	33,715	1年以内返済予定の長期借入金	704,299
貸倒引当金	△ 9,449	未払費用	736,800
		未払法人税等	29,369
		未払消費税	52,659
		預り金	152,773
		賞与引当金	770,936
		その他の流動負債	
II 固定資産		II 固定負債	10,926,504
1 有形固定資産	23,351,096	長期未払金	59,052
建物	14,460,038	長期借入金	10,475,902
構築物	436,019	役員退職慰労引当金	349,240
医療用器械備品	500,293	その他の固定負債	42,310
その他の器械備品	176,408		
車両及び船舶	15,976		
土地	6,946,492		
建設仮勘定	815,870		
2 無形固定資産	189,596	負債合計	19,480,266
借地権	141,379		
ソフトウェア	42,833	純資産の部	
他無形固定資産	5,384	科 目	金 額
3 その他の資産	1,571,785	I 積立金	16,405,645
有価証券	18,460	設立時積立金	3,711,500
役員等長期貸付金	18,460	固定資産圧縮積立金	416,971
保険積立金	154,558	繰越利益剰余金	12,277,174
差入保証金	150,000	II 評価・換算差額等	0
前払年金費用	460,561	その他の有価証券評価差額	
その他の固定資産	769,746		
		純資産合計	16,405,645
資産合計	35,885,911	負債・純資産合計	35,885,911

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人財団 白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

損益計算書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		24,228,749
2 事業費用		
(1)事業費	22,720,710	
(2)本部費	617,486	
本来業務事業利益		890,554
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		2,113,324
2 事業費用		1,940,667
附帯業務事業利益		172,656
B 収益事業損益		
1 事業収益		72,000
2 事業費用		852
収益業務事業利益		71,148
事業利益		1,134,358
II 事業外収益		
受取利息	812	812
III 事業外費用		
支払利息	64,057	64,057
経常利益		1,071,113
IV 特別利益		
国庫補助金受贈益	93,635	
固定資産売却利益	172	93,807
V 特別損失		
固定資産除却損	182	
その他の臨時費用	1,078	1,261
税引前当期純利益		1,163,659
法人税・住民税及び事業税		29,303
当期純利益		1,134,357

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 社会医療法人財団 白十字会

所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

財 産 目 録

(令和4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	35,885,911 千円
2. 負 債 額	19,480,266 千円
3. 純 資 産 額	16,405,645 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,773,434
B 固 定 資 産	25,112,477
C 資 産 合 計 (A+B)	35,885,911
D 負 債 合 計	19,480,266
E 純 資 産 (C-D)	16,405,645

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

社会医療法人財団 白十字会
理事長 富永 雅也 殿

私は、社会医療法人財団白十字会の2021会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び寄付行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令および寄付行為に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

2022年6月7日

社会医療法人財団 白十字会

監事 宗 博美



監事 朝長 多加子



これは原本と相違ない
事を証明致します。

長崎県佐世保市大和町15番地
社会医療法人財団白十字会
理事長 富永 雅也



別表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会
 申請者名 理事長 富永 雅也

住所：長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	
佐世保中央病院	長崎県佐世保市大和町 15 番地	救急医療
耀光リハビリテーション病院	長崎県佐世保市山手町 855-1	
白十字病院	福岡県福岡市西区石丸 4 丁目 3 番 1 号	救急医療
白十字リハビリテーション病院	福岡県福岡市西区石丸 3 丁目 2 番 1 号	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2-1）又は決算届（別添2-2）に記載した内容と一致していること。

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人財団 白十字会
理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

施設名	佐世保中央病院
施設の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

1 診療科目

科 目	<別紙参照> 科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
156	312	—	—	—	—	—	—	—	—	156	312

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input checked="" type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 <input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 <input checked="" type="checkbox"/> 専用病床（ 12 床） <input type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置 <input checked="" type="checkbox"/> トリアージタッグ <input checked="" type="checkbox"/> 救急用自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員	116	1	15	19		35	3	326		11	28	12	13	132		146	857
内特殊 関係者																3	3

5 勤務体制

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	2		2		2	
	オンコール	9		9		9	
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール	1		1		1	
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		14	1		1	
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		18	1		1	
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内		30	1		1	
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	4		3		3	
	オンコール				7		7
合計	病院内	6	62	8		8	
	オンコール	10		12	7	12	7
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内	6	62	8		8	
	オンコール	9		12	7	11	7
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール	1		1		1	

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

佐世保中央病院

(医師 116名の内訳)

医師	73
研修医	11
非常勤雇用契約医師	32
合計	116

(歯科医師 1名の内訳)

医師	1
非常勤雇用契約医師	0
合計	1

(事務職員 132名の内訳)

事務長・事務長補佐	2
医局秘書課	9
医療事務課 (外来)	35
医療事務課 (入院)	14
医療事務課 (医事企画担当)	1
診療情報管理課	5
健診サービス課	6
施設課	6
資材課	8
地域医療連携課	7
放射線室	1
医師事務補助	38
合計	132

(その他 146名の内訳)

准看護師	17
保健師	6
ヘルパー	40
外来アシスタント	40
病棟アシスタント	8
アテンダント	4
薬剤助手	6
検査助手	1
歯科助手	1
リハビリ助手	3
ソーシャルワーカー	7
言語聴覚士	8
精神保健福祉士	2
臨床心理士	1
運転士	2
合計	146

添付書類（構造設備及び体制）

1. 診療科目（佐世保中央病院）

科 目	内科	脳神経内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科
	呼吸器外科	呼吸器内科	心臓血管外科	皮膚科	泌尿器科	眼科
	耳鼻咽喉科	リウマチ科	放射線科	麻酔科	リハビリテーション科	循環器内科
	消化器内科	消化器外科	内分泌内科	内分泌外科	糖尿病内科	腎臓内科
	人工透析内科	内視鏡内科	内視鏡外科	乳腺外科	大腸・肛門外科	胸部外科
	病理診断科	臨床検査科	救急科	放射線治療科	歯科口腔外科	脳血管内科

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人財団 白十字会
理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

施設名	白十字病院
施設の所在地	福岡県福岡市西区石丸4丁目3番1号
管轄保健所名	福岡市西区保健福祉センター

1 診療科目

科 目	〈別紙参照〉科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
117	282	—	—	—	—	—	—	—	—	117	282

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 <input type="checkbox"/> 精神科救急医療 <input type="checkbox"/> 災害医療 <input type="checkbox"/> へき地医療 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> へき地診療所 <input type="checkbox"/> 周産期医療 <input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 <input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室 <input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室 <input checked="" type="checkbox"/> 診察室 <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 <input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室 <input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 <input type="checkbox"/> 専用病床（ 床） <input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 <input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫 <input type="checkbox"/> ヘリポート（ <input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地） <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置 <input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 <input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置 <input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 <input type="checkbox"/> 保育器 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器 <input checked="" type="checkbox"/> 食料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置 <input checked="" type="checkbox"/> トリアージタッグ <input checked="" type="checkbox"/> 救急用自動車 <input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員	126	6	18	15		29	4	289		9	20	13	17	115	1	113	775
内特殊関係者														1			1

5 勤務体制

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	14	2		2	
	オンコール			14		14	
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		17	1		1	
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		14	1		1	
	オンコール			1		1	
臨床検査技師	病院内		28	1		1	
	オンコール			1		1	
看護師	病院内	4	12	4		5	
	オンコール			2		2	
合計	病院内	5	85	9		9	
	オンコール			18		18	
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内	5	85	9		10	
	オンコール			18		18	
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 (有・無)
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 (人)

(2) 災害医療の場合のみ

- ・災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 (有・無)

白十字病院

(医師 126名の内訳)

医師	63
研修医	8
非常勤雇用契約医師	55
合計	126

(事務職員 115名の内訳)

顧問	2
事務長	1
総務課	12
秘書課	30
医療事務課 (外来)	20
医療事務課 (入院)	12
医療事務課 (未収金)	1
医療事務課 (歯科)	2
医療事務課 (放射線)	2
次長	1
診療情報管理課	7
資材課	7
入退院支援課	7
地域医療連携課	4
人事管理室	1
在宅事業部	2
防犯対策室	1
施設課	1
リハビリテーション部	1
新型コロナウイルス対応担当臨時職員	1
合計	115

(その他 113名の内訳)

准看護師	1
ケアスタッフ	22
介護福祉士	6
言語聴覚士	9
視能訓練士	3
ソーシャルワーカー	6
薬剤助手	6
検査助手	3
リハビリ助手	2
歯科助手	1
管理栄養士助手	1
外来アシスタント	34
病棟クレーン	12
運転士	5
ハウスキーパー	2
合計	113

添付書類（構造設備及び体制）

1. 診療科目（白十字病院）

科 目	内科	糖尿病内科	脳・血管内科	脳神経内科	腎臓内科	人工透析内科
	肝臓内科	消化器内科	消化器外科	心臓血管内科	内分泌内科	呼吸器内科
	放射線科	精神科	外科	肝臓・胆のう・膵臓外科	肛門外科	乳腺外科
	心臓血管外科	血管外科	整形外科	脳神経外科	泌尿器科	形成外科
	眼科	救急科	麻酔科	リハビリテーション科	臨床検査科	病理診断科
	歯科	歯科口腔外科				

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 富永雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15 番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	佐世保中央病院
病院の所在地	長崎県佐世保市大和町 15 番地
管轄保健所名	佐世保市保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	4,315 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	— 件
合 計		4,315 件
3 会計年度平均		1,438 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成 31年 4月 1日 至 令和2年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,573 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,299 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,443 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	4,315 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

佐世保中央病院

救急搬送確認票 件数(平日 PM6:00~AM8:00、土日祝日、年末年始12/29~1/3)

	H31年度
平成31年4月	130
令和1年5月	167
令和1年6月	139
令和1年7月	113
令和1年8月	156
令和1年9月	134
令和1年10月	121
令和1年11月	133
令和1年12月	136
令和2年1月	112
令和2年2月	117
令和2年3月	115
計	1,573

	R2年度
令和2年4月	106
令和2年5月	135
令和2年6月	111
令和2年7月	126
令和2年8月	125
令和2年9月	107
令和2年10月	110
令和2年11月	110
令和2年12月	106
令和3年1月	112
令和3年2月	67
令和3年3月	84
計	1,299

	R3年度
令和3年4月	128
令和3年5月	109
令和3年6月	105
令和3年7月	127
令和3年8月	132
令和3年9月	102
令和3年10月	109
令和3年11月	144
令和3年12月	160
令和4年1月	109
令和4年2月	115
令和4年3月	103
計	1,443

※3期合計	4,315
-------	-------

※3期平均	1,438.3
-------	---------

添付書類 1-2 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

社会医療法人財団 白十字会

申請者名： 理事長 富永雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町 15番地

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	白十字病院
病院の所在地	福岡県福岡市西区石丸3丁目2番1号
管轄保健所名	福岡市西区保健福祉センター

[夜間等救急自動車等搬送件数]

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	7,042 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	— 件
合 計		7,042 件
3会計年度平均		2,347 件

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)の救急搬送件数を記載すること。

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類(救急搬送証明書等の写し(患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。))

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 平成 31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,662 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,197 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	2,183 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	7,042 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	— 件
ヘリコプターによる搬送件数	— 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

白十字病院

救急搬送確認票件数 (平日 PM6:00~AM8:00、土日祝日、年末年始12/29~1/3)

	H31年度
平成31年4月	218
令和1年5月	216
令和1年6月	201
令和1年7月	218
令和1年8月	233
令和1年9月	233
令和1年10月	217
令和1年11月	213
令和1年12月	251
令和2年1月	258
令和2年2月	203
令和2年3月	201
計	2,662

	R2年度
令和2年4月	163
令和2年5月	174
令和2年6月	176
令和2年7月	187
令和2年8月	205
令和2年9月	203
令和2年10月	204
令和2年11月	179
令和2年12月	171
令和3年1月	227
令和3年2月	160
令和3年3月	148
計	2,197

	R3年度
令和3年4月	164
令和3年5月	185
令和3年6月	198
令和3年7月	201
令和3年8月	204
令和3年9月	186
令和3年10月	195
令和3年11月	180
令和3年12月	188
令和4年1月	189
令和4年2月	138
令和4年3月	155
計	2,183

※3期合計	7,042
-------	-------

※3期平均	2,347.3
-------	---------

添付書類6

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

社会医療法人財団 白十字会
 申請者名： 理事長 富永 雅也

住 所： 長崎県佐世保市大和町15番地

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	12人	0人	0.0%	0人	0.0%
監 事	2人			0人	0.0%
社 員	一人	一人	-%		
評議員	15人	0人	0.0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の口にチェックすること。）

- すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号二）

（該当する項目欄の口にチェックすること。）

■ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理事	社会医療法人財団 白十字会 役員規程 役員報酬規程および役員退職報酬規程 のとおり支給している。
監事	社会医療法人財団 白十字会 役員規程 役員報酬規程および役員退職報酬規程 のとおり支給している。
評議員	該当なし。

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	従業員寮・社宅あるが、特別の利益供与はなし。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
金銭の貸付け	貸付金・奨学金はあるが、特別の利益供与はなし。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
資産の譲渡	該当なし。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
給与の支給	賃金規定並びに報酬規定に基づき支給する。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
役員等の選任	寄附行為第4章第16条及び第18条に基づき選任する。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
その他財産の運用及び事業の運営	該当なし。	有 ・ <input type="checkbox"/> 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	〈別紙参照〉 円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ 収益業務の用に供する財産	円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ホ 減価償却引当特定預金	円
ヘ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	円
F 事業費用の額	円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号子）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	〈別紙参照〉	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
出 資		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
社団法人の社員権		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
組合契約		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
信 託		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
外国の法令に基づく財産		有 ・ <input type="checkbox"/> 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有 ・ <input type="checkbox"/> 無
その他公益に反する事実		有 ・ <input type="checkbox"/> 無

5. 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A. 資産の総額	35,885,911,218円
B. 純資産の額	16,405,644,857円
C. 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	45.7%
D. 控除対象財産の帳簿価格（イからへまでの合計額）	28,876,196,263円
イ 本来業務の用に供する財産	28,935,836,522円
ロ 附帯業務の用に供する財産	-185,493,549円
ハ 収益業務の用に供する財産	16,778,288円
ニ イからへまでに掲げる業務を行うために保有する財産	109,075,002円
ホ 減価償却引当特定預金	0円
へ 特定事業準備資金	0円
E. 遊休財産（ $(A-D) \times C$ ）	3,204,569,431円
F. 事業費用の額	23,338,195,597円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： 社会医療法人財団 白十字会 理事長 富永 雅也
 住 所： 長崎県佐世保市大和町15番地



以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額 (A)	全費用の額 (B)	割合 A/B
〈別紙参照〉	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収入金額	収入金額計	診療 割合
〈別紙参照〉	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療			③	⑪
	労災保険診療			④	⑫
	健康診査			⑤	⑬
	予防接種			⑥	⑭
	助産			⑦	⑮
	介護事業			⑧	⑯
	障害福祉事業			⑨	⑰
	その他			⑩	
	計				100.0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号口）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

健康保険法	（別紙参照）	円	学校保健安全法	円
船員保険法		円	母子保健法	円
国民健康保険法		円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法		円		
私立学校教職員共済法		円		
計		円	計	円
			健康診査に係る収入合計	⑱ 円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑱と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		
定期接種	（別紙参照）	円	麻しん	円
臨時接種		円	風しん	円
		円	インフルエンザ	円
		円	おたふくかぜ	円
		円	ロタウイルス感染症	円
計		円	計	円
			予防接種に係る収入合計	⑲ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑲と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号口）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 該当なし 件	㉑ 円
分娩件数 ㉒ × 50万円		㉓ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑦が①又は②の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

○ 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業			社会福祉事業以外		
居宅サービス事業	〈別紙参照〉	円	居宅サービス事業		円
地域密着型サービス事業		円	地域密着型サービス事業		円
介護予防サービス事業		円	介護予防サービス事業		円
地域密着型介護予防サービス事業		円			円
計		円	計		円
			介護事業に係る収入合計	⑳	円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が㉑と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律			児童福祉法		
介護給付費	該当なし	円	障害児通所給付費		円
特例介護給付費		円	特例障害児通所給付費		円
訓練等給付費		円	障害児入所給付費		円
特例訓練等給付費		円	特定入所障害児食費等給付費		円
特定障害者特別給付費		円	障害児相談支援給付費		円
特例特定障害者特別給付費		円	特例障害児相談支援給付費		円
地域相談支援給付費		円			
特例地域相談支援給付費		円			
計画相談支援給付費		円			
特例計画相談支援給付費		円			
基準該当療養介護医療費		円			
地域生活支援事業		円			
計		円	計		円
			障害福祉事業に係る収入合計	㉒	円

(記載上の注意事項)

○ ⑨が㉓と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- 同一の基準による
- 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
〈別紙参照〉	円	円	円	円	%
					%
					%
合計	㉕			㉖	%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 医療診療により収入する金額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- (3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
佐世保中央病院	社会保険診療	8,257,758,910円		8,257,758,910円	86.9%
	労災保険診療	72,381,666円		72,381,666円	0.8%
	健康診査	156,415円	121,013,567円	121,169,982円	1.3%
	予防接種		1,815,209円	1,815,209円	0.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	76,603,292円	974,769,960円	1,051,373,252円	11.1%
	計	8,406,900,283円	1,097,598,736円	9,504,499,019円	100.0%
旭光リハビリテーション病院	社会保険診療	3,403,898,969円		3,403,898,969円	90.3%
	労災保険診療	34,389,477円		34,389,477円	0.9%
	健康診査				
	予防接種		745,490円	745,490円	0.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	20,325,201円	308,773,376円	329,098,577円	8.7%
	計	3,458,613,647円	309,518,866円	3,768,132,513円	100.0%
白十字病院	社会保険診療	6,552,544,605円		6,552,544,605円	88.7%
	労災保険診療	80,485,031円		80,485,031円	1.1%
	健康診査		2,297,117円	2,297,117円	0.0%
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	46,904,238円	703,180,000円	750,084,238円	10.2%
	計	6,679,933,874円	705,477,117円	7,385,410,991円	100.0%
白十字 リハビリテーション病院	社会保険診療	1,661,918,146円		1,661,918,146円	22.5%
	労災保険診療	33,239,510円		33,239,510円	0.5%
	健康診査				
	予防接種		300,373円	300,373円	0.0%
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	2,611,536円	168,915,611円	171,527,147円	2.3%
	計	1,697,769,192円	169,215,984円	1,866,985,176円	100.0%
白十字会訪問看護ステーション	社会保険診療	150,473,067円		150,473,067円	88.8%
	労災保険診療	1,291,600円		1,291,600円	0.8%
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	966,835円	16,671,249円	17,638,084円	10.4%
	計	152,731,502円	16,671,249円	169,402,751円	100.0%
訪問看護ステーション白十字	社会保険診療	100,670,736円		100,670,736円	89.0%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	2,988,632円	9,481,183円	12,469,815円	11.0%
	計	103,659,368円	9,481,183円	113,140,551円	100.0%
長寿苑	社会保険診療	656,779,841円		656,779,841円	58.7%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	194,085,282円	23,265,630円	217,350,912円	19.4%
	障害福祉事業				
	その他	50,082,689円	194,555,904円	244,638,593円	21.9%
	計	900,947,812円	217,821,534円	1,118,769,346円	100.0%

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
サン	社会保険診療	416,565,222円		416,565,222円	60.7%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	118,405,942円	15,192,558円	133,598,500円	19.5%
	障害福祉事業				
	その他	7,626,867円	128,946,884円	136,573,751円	19.9%
計	542,598,031円	144,139,442円	686,737,473円	100.0%	
日字地域包括支援センター	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	22,056,472円		22,056,472円	46.6%
	障害福祉事業				
	その他	25,311,091円		25,311,091円	53.4%
計	47,367,563円		47,367,563円	100.0%	
白十字会ケアプランセンター 佐世保	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	84,845,650円		84,845,650円	179.1%
	障害福祉事業				
	その他	1,265,237円		1,265,237円	2.7%
計	86,110,887円		86,110,887円	100.0%	
白十字会ケアプランセンター 旭光	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	29,430,950円		29,430,950円	62.1%
	障害福祉事業				
	その他	161,655円		161,655円	0.3%
計	29,592,605円		29,592,605円	100.0%	
白十字会ケアプランセンター 福岡	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	43,356,026円		43,356,026円	91.5%
	障害福祉事業				
	その他	158,002円		158,002円	0.3%
計	43,514,028円		43,514,028円	100.0%	
24時間ヘルパーステーション	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	63,214,079円	7,418,040円	70,632,119円	99.7%
	障害福祉事業				
	その他	189,094円		189,094円	0.3%
計	63,403,173円	7,418,040円	70,821,213円	100.0%	
24時間ヘルパーステーション白十字	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	45,650,244円	5,347,788円	50,998,032円	99.7%
	障害福祉事業				
	その他	155,765円		155,765円	0.3%
計	45,806,009円	5,347,788円	51,153,797円	100.0%	
ドリーム7黒髪	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	37,577,098円	4,923,035円	42,500,133円	95.5%
	障害福祉事業				
	その他	134,544円	1,860,640円	1,995,184円	4.5%
計	37,711,642円	6,783,675円	44,495,317円	100.0%	

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

2 収入金額（規則第30条の3第1項第2号口）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
ドリーム7矢峰	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	244,608,311円	24,204,448円	268,812,759円	94.8%
	障害福祉事業				
	その他	2,682,282円	12,187,920円	14,870,202円	5.2%
計	247,290,593円	36,392,368円	283,682,961円	100.0%	
ドリーム7花高	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	32,641,683円	3,377,571円	36,019,254円	95.3%
	障害福祉事業				
	その他	147,270円	1,624,730円	1,772,000円	4.7%
計	32,788,953円	5,002,301円	37,791,254円	100.0%	
ドリーム7メジロノ町	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	71,503,590円	8,340,086円	79,843,676円	98.3%
	障害福祉事業				
	その他	385,911円	1,020,250円	1,406,161円	1.7%
計	71,889,501円	9,360,336円	81,249,837円	100.0%	
ドリーム7戸尾	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	34,815,995円	6,439,876円	41,255,871円	95.5%
	障害福祉事業				
	その他	21,816円	1,937,511円	1,959,327円	4.5%
計	34,837,811円	8,377,387円	43,215,198円	100.0%	
ドリーム7有福	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	37,827,637円	4,763,973円	42,591,610円	95.2%
	障害福祉事業				
	その他	184,540円	1,967,680円	2,152,220円	4.8%
計	38,012,177円	6,731,653円	44,743,830円	100.0%	
ドリーム7大和	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	84,217,452円	9,739,689円	93,957,141円	99.7%
	障害福祉事業				
	その他	329,094円		329,094円	0.3%
計	84,546,546円	9,739,689円	94,286,235円	100.0%	
ドリーム7須田尾	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	34,081,537円	4,221,493円	38,303,030円	94.7%
	障害福祉事業				
	その他	152,724円	1,979,320円	2,132,044円	5.3%
計	34,234,261円	6,200,813円	40,435,074円	100.0%	
ドリーム7大野	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	17,691,798円	2,389,785円	20,081,583円	49.7%
	障害福祉事業				
	その他	67,273円	836,160円	903,433円	2.2%
計	17,759,071円	3,225,945円	20,985,016円	100.0%	

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
ドリーム7石丸	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	31,220,410円	3,396,218円	34,616,628円	95.3%
	障害福祉事業				
	その他	114,546円	1,591,245円	1,705,791円	4.7%
計	31,334,956円	4,987,463円	36,322,419円	100.0%	
ドリーム7は白十字	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	33,858,253円	4,630,100円	38,488,353円	94.7%
	障害福祉事業				
	その他	158,760円	2,002,050円	2,160,810円	5.3%
計	34,017,013円	6,632,150円	40,649,163円	100.0%	
ドリームスイひかり	社会保険診療	117,775,077円		117,775,077円	57.4%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	1,290,117円	1,516,281円	2,806,398円	1.4%
	障害福祉事業				
	その他	134,173円	84,467,667円	84,601,840円	41.2%
計	119,199,367円	85,983,948円	205,183,315円	100.0%	
ドリームスイのぞみ	社会保険診療	120,072,571円		120,072,571円	49.9%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	11,319,491円	4,658,467円	15,977,958円	6.6%
	障害福祉事業				
	その他	2,166,822円	102,295,887円	104,462,709円	43.4%
計	133,558,884円	106,954,354円	240,513,238円	100.0%	
ドリームスイはばたき	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他		14,141,013円	14,141,013円	100.0%
計		14,141,013円	14,141,013円	100.0%	
ドリームスイサンガーデン	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	74,068,878円	8,615,343円	82,684,221円	89.2%
	障害福祉事業				
	その他	305,460円	9,682,370円	9,987,830円	10.8%
計	74,374,338円	18,297,713円	92,672,051円	100.0%	
ドリームスイサンガーデン大塔	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業	37,345,381円	3,696,902円	41,042,283円	88.4%
	障害福祉事業				
	その他	264,176円	5,098,261円	5,362,437円	11.6%
計	37,609,557円	8,795,163円	46,404,720円	100.0%	
白十字ビル	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他	2,290,908円		2,290,908円	100.0%
計	2,290,908円		2,290,908円	100.0%	

添付資料 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所及び介護老人保健施設等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
本部	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
その他	31,373,392円			31,373,392円	100.0%
計	31,373,392円			31,373,392円	100.0%
白十字会（収益）	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
その他	72,000,000円			72,000,000円	229.5%
計	72,000,000円			72,000,000円	100.0%
合計	社会保険診療	21,438,457,144円		㊸ 21,438,457,144円	㊹ 81.2%
	労災保険診療	221,787,284円		㊺ 221,787,284円	㊻ 0.8%
	健康診査	156,415円	123,310,684円	㊼ 123,467,099円	㊽ 0.5%
	予防接種		2,861,072円	㊾ 2,861,072円	㊿ 0.0%
	助産			㊿	㊽
	介護事業	1,385,112,276円	146,137,283円	㊽ 1,531,249,559円	㊾ 5.8%
	障害福祉事業			㊾	㊿
	その他	348,263,825円	2,747,986,871円	㊿ 3,096,250,696円	㊽ 11.7%
計	23,393,776,944円	3,020,295,910円	26,414,072,854円	100.0%	

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所及び介護老人保健施設等の別に記載すること。
- (2) 合計㊸～㊿の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

法人名 社会医療法人財団白十字会

所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	積立金				純資産合計
	設立等積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
2021年4月1日 残高	3,711,500	399,608	11,160,180	15,271,288	15,271,288
【会計年度中の変動額】					
当期純利益			1,134,357	1,134,357	1,134,357
固定資産圧縮積立金の積立		93,635	△ 93,635	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩し		△ 76,272	76,272	-	-
会計年度中の変動額合計	-	17,363	1,116,994	1,134,357	1,134,357
2022年3月31日 残高	3,711,500	416,971	12,277,174	16,405,645	16,405,645

法人名 社会医療法人財団 白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有形固定資産等明細表

資産の種類 (千円)	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)	
有形 固定 資産	建物	29,307,270	202,146	-	29,509,416	15,049,378	775,827	14,460,038
	構築物	1,284,565	21,750	480	1,305,835	869,815	46,950	436,019
	医療用器械備品	1,489,295	560,750	13,081	2,036,963	1,536,670	261,969	500,293
	その他の器械備品	840,803	148,764	1,568	987,998	811,590	71,809	176,408
	車両及び船舶	105,796	16,377	15,027	107,146	91,170	5,400	15,976
	土地	6,787,892	158,600	-	6,946,492	-	-	6,946,492
	建設仮勘定	-	931,416	115,546	815,870	-	-	815,870
	計	39,815,621	2,039,802	145,703	41,709,720	18,358,623	1,161,955	23,351,096
無形 固定 資産	借地権	141,379	-	-	141,379	-	-	141,379
	ソフトウェア	21,544	35,254	13,965	42,833	-	-	42,833
	その他の無形固定資産	5,103	971	690	5,384	-	-	5,384
	計	168,026	36,225	14,655	189,596	-	-	189,596
その 他の 資産	有価証券	18,460	-	-	18,460	-	-	18,460
	役員等長期貸付金	21,110	4,840	7,490	18,460	-	-	18,460
	保険積立金	146,743	7,815	-	154,558	-	-	154,558
	差入保証金	169,076	200	2,384	166,892	-	-	166,892
	前払年金費用	384,311	76,251	-	460,561	-	-	460,561
	繰延消費税等	684,709	85,113	164,366	605,457	-	-	605,457
	その他の固定資産	165,076	20,023	37,702	147,397	-	-	147,397
	計	1,589,485	194,242	211,942	1,571,785	-	-	1,571,785

(注) 建設仮勘定の当期増加の主な内容は、新白十字リハビリテーション病院に係る建築工事費815,870千円であります。

医療用機械備品の当期増加の主な内容は、脳外手術用顕微鏡システム55,550千円、手術用ナビゲーションシステム52,500千円、検体検査自動化システム一式43,100千円
であります。

様式第六号

法人名 社会医療法人財団白十字会
所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号

引当金明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,956	1,404	2,911	-	9,449
賞与引当金	665,417	770,936	665,417	-	770,936
役員退職慰労引当金	319,887	29,353	-	-	349,240

様式第七号

法人名 社会医療法人財団白十字会
 所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,780,000	4,160,000	0.4	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	460,708	704,299	0.4	—
長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く。)	11,181,515	10,475,902	0.4	~2048.4.10
合 計	15,422,223	15,340,201	—	—

(注) 長期借入金返済予定額

科目	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	573,711	547,204	540,734	531,372

法人名 社会医療法人財団白十字会
 所在地 長崎県佐世保市大和町15番地

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益事業 費用	合計
	事業費	本部費				
材料費	3,769,850	982	3,770,833	18,397	0	3,789,230
給与費	13,512,586	420,504	13,933,089	1,496,692	0	15,429,781
委託費	1,301,992	73,068	1,375,060	107,072	0	1,482,131
経費	4,136,282	122,932	4,259,215	318,507	852	4,578,575
計	22,720,710	617,486	23,338,196	1,940,667	852	25,279,715

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産：最終仕入原価法

有価証券：時価のない其他有価証券…移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法（ただし、1998年4月以降取得建物及び2016年4月以降取得建物附属設備及び構築物は定額法）

無形固定資産：定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上

賞与引当金：支給見込額の当期負担分を計上

役員退職慰勞引当金：役員退職慰勞金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰勞金に相当する金額を計上

退職給付引当金：職員の退職給付に備えるため、直近の年金財政計算上の年金数理債務から年金資産の時価を控除した金額を計上

ただし、当期末では、年金資産が超過する状態のため前払年金費用として計上

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜き方式

資産にかかる控除対象外消費税等は、繰延消費税等を含めて計上し、5年で償却し、償却費用は事業費用に含めている。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金の会計処理

補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益計上している。ただし、固定資産を購入する目的で受け取った補助金のうち、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は、圧縮積立金を計上し、償却の都度取崩す方法を採用している。

前々会計年度末の負債総額が、200億円未満であることから、所有権移転外ファイナンスリース取引については賃貸借処理を行い、退職給付債務については直近の年金財政計算上の数理債務とする簡便的な方法を採用している。

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

科目	リース料総額 (千円)	未経過リース料 (千円)
医療用器械備品	1,915,809	1,184,893
車両及び船舶	20,897	10,911
ソフトウェア	412,939	269,269
その他の器械備品	329,167	236,632
計	2,678,812	1,701,705

6 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産

建物	14,360,674 千円
土地	6,424,533 千円
計	<u>20,785,207 千円</u>

対応する債務

短期借入金	3,160,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	704,299 千円
長期借入金	10,475,902 千円
計	<u>14,340,201 千円</u>

7 有形固定資産の減価償却累計額 18,358,623 千円

8 補助金の内訳等

(単位：千円)

内訳		交付者	金額	計上区分
運営費	コロナ関係	長崎県、福岡県他	1,500,585	事業収益
	コロナ以外	長崎県、福岡県他	34,984	事業収益
施設整備	コロナ関係	長崎県、福岡県他	91,665	特別利益
	コロナ以外	長崎県、福岡県他	1,970	特別利益
合 計			1,629,204	

9 収益業務に関する資産及び負債

建物	13,913 千円
未払消費税	5,285 千円

10 収益業務からの繰入金の状況

繰入純額期首残高	- 千円
当期繰入額 (△元入額)	62,520 千円
繰入純額期末残高	<u>62,520 千円</u>

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

社会医療法人財団 白十字会

理事会 御中

御堂筋監査法人
大阪府豊中市
指定社員
業務執行社員

公認会計士

田中久美子

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人財団白十字会の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上